

初動期段階における 留意点とポイント

この時間の目的

- 「昔から家族関係の悪い家だから虐待じゃないよね」と発生している事実以外を根拠に虐待の有無を判断して、見て見ぬ振りをする。
- 「虐待っぽいけど、家族関係を壊したら可哀想だから、しばらく様子見で」という消極的態度で先送りする。
- 「介護を頑張っているんだから仕方がない」と言って起きている事実と向き合わずに対応を行わない。
- 「とりあえず措置入所で、後々考えよう」と虐待認定をしないで権限行使し、その後手詰まりになる。

このようなことを無くすために考えましょう

第1問

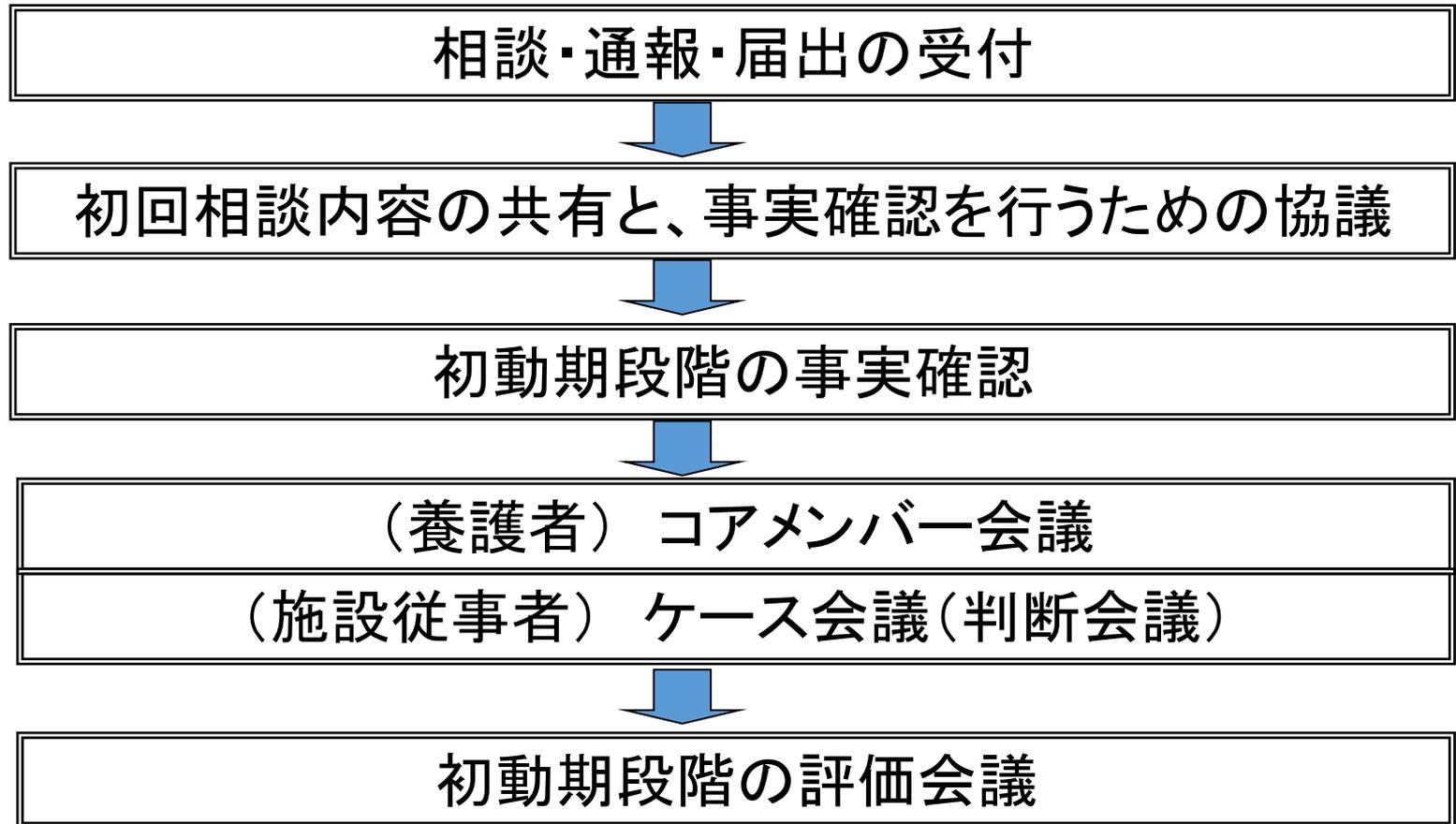
- 初動期段階とは、虐待が始まって間もない時期に介入することを指す。

○ ・ ×

第2問

- 初動期段階の対応で最も優先されるのはどれでしょう？
 - ①被虐待者の生命、身体 of 安全確保
 - ②虐待の解消に向けた取り組み
 - ③虐待者への支援

初動期段階



- ◆初動期段階 = 高齢者の生命・身体 of 安全確保が目的
高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届出を受付後、
コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い
その判断に基づき作成され、対応方針に沿って行われた
一連の対応の評価を行うまでの流れをさす。

4. 1 相談・通報・届出への対応

- イメージ

9月15日

地域包括支援センターに女性から電話がありました。

「一緒に住んでいる長男が暴れて怖いと母親から相談の電話がありました。実家に一緒に行ってもらえないでしょうか？」

同僚Bさん「虐待っぽい相談だよね？どうするの？」

あなた「」

4. 1 相談・通報・届出への対応

(1) 相談・通報等受理後の対応

ア. 情報の集約・管理のしくみの整備

- 「市町村が第一義的に責任を持つ…」と言われている中で、虐待通報や相談が市町村、地域包括支援センターに寄せられてきます。
- 高齢者虐待を疑わせる虐待通報や相談を受付した後、どのような対応をすべきか、組織として体制を整備しておかなければ、適切な対応ができません。
 - ⇒ 受付けをした担当者は不安になるばかりか、虐待を見逃すことに繋がる可能性があります。

ポイント

虐待通報を受けた際の流れについて、市町村として統一的な運用ルールを定めておく必要があります。

4. 1 相談・通報・届出への対応

(1) 相談・通報等受理後の対応

イ. 受付記録の作成

- 虐待通報として扱うのかを判断するためには情報を客観的事実として整理する必要があります。
- 受付記録は客観的事実（誰がいつ、何を言っていた）を整理するためのものです。
 - 高齢者・養護者・通報者等の状況、虐待を疑わせる情報など、相談内容について正確に聴き取り取ることが重要です。
 - これらのことが可能であれば、総合相談の受付記録や受付票などで対応することもできます。（マニュアル参照）
- この時点では、「情報が不十分」で当然です。

ポイント

通報内容を客観的な情報に置き換えることが大切です。

4. 1 相談・通報・届出への対応

(1) 相談・通報等受理後の対応

イ. 受付記録の作成

- 「この1ヶ月で体重が5kg減り、着替えている様子もない」等、虐待という言葉が使われない通報もあります。
- 寄せられた相談を虐待通報として扱うかは必ず組織として判断する必要があります。
- 委託地域包括支援センターで相談を受付後、市町村の担当部署に報告し、市町村による判断に繋る必要があります。
⇒虐待か否かの判断をするのは市町村です。

ポイント

地域包括支援センターを設置している場合は、市町村の担当部署と役割分担や対応の流れについて確認しておく必要があります。

4. 1 相談・通報・届出への対応

(2) 個人情報の保護等

ア. 市町村職員の守秘義務

イ. 関係機関・関係者の守秘義務

ポイント

虐待を受けたと思われる高齢者や虐待をしている養護者に関する情報の守秘義務だけでなく、通報者に関する情報の守秘義務が課されています。

事実確認の際、「デイサービスの職員から痣があると報告が・・・」などと言うことはしてはいけません。

ここまでの振り返り

第3問

- 信頼できるケアマネから情報が寄せられたので、事実確認を省略して、すぐに虐待対応を開始した

○ ・ ×

第4問

- 虐待通報を受け付けたので、虐待をしていると思われる養護者へすぐに電話し「虐待していませんか？」と事実確認を行い、その結果を上司に報告した

○ ・ ×

4. 2 事実確認

電話の内容を地域包括支援センター内で共有した結果、虐待通報として捉えることとし、市町村に報告・共有をしました。

市町村担当部署と事実確認のための協議を行い、以下の方法で情報収集することとしました。

B、C職員は長女と待ち合わせて自宅でAさんと会う。「お住いの地区の担当になった挨拶」という切り口で話を始めて、本人の判断能力や息子との関係性、困りごと等について確認する。尋問にならないように、健康の秘訣や昔の苦労話についても話題にする。

D、E職員は長女の協力を得ながら息子の状況を把握する。「
」という名目で
面談の機会をいただく。息子の苦労に寄り添う姿勢で話を聞く。

市町村担当部署は、庁内や関係機関からの情報収集をする。

そして、次回会議を9月17日 9時として、集めた情報をもとに虐待の有無等の判断とする。

4. 2 事実確認

(1) 事実確認の必要性

- 通報内容だけでは虐待か否かの判断はできないので、事実確認を必ず行う必要があります。
- 事実確認とは、【高齢者の生命や身体の安全、心身の状況等】、【養護者の状況や家族等の状況等】を把握し、【虐待有無の判断】 【緊急性の判断】（以下、虐待有無等の判断）のための情報を集めることです。

ポイント

虐待の有無の判断をするためには、その判断根拠となる事実確認が必要になります。

4. 2 事実確認

(2) 事実確認の実施方法

- 初動期の事実確認では、高齢者の生命・身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な情報を収集することが不可欠です。
- 事実確認を効果的に行うため、市町村担当部署と地域包括支援センターは予め、必要な情報収集項目や事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認（協議）を行う必要があります。
- 確認（協議）では「誰が、いつまでに、誰から、どのような情報を、どのようにして集めるのか」を決めます。
- 集めた情報を客観的に整理するため帳票の整備が不可欠です。

ポイント

初動期段階では、限られた時間の中で、高齢者の生命や身体の安全、虐待の有無を判断する事実を確認するものであるため、収集する情報を絞ることが重要です。

4. 2 事実確認

(3) 事実確認に入るまでの期間

- 速やかに行うことが原則です。(48時間以内)

ポイント

- 「養護者による高齢者虐待」に関する厚生労働省調査では、
- 通報受理から事実確認開始までの期間の中央値は「0日(即日)」
 - 通報受理から虐待確認までの期間の中央値は「1日(翌日)」
- 多くの市町村では通常受理した日に確認(協議)を行い、事実確認を行い、翌日には情報を持ち寄り虐待の有無の判断をしています。
- ⇒マニュアルに「48時間以内」と明記していないのは、48時間より前に実施されているためです。

4. 2 事実確認

(4) 関係機関からの情報収集

ア. 収集する情報の種類等

虐待の有無と緊急性の有無を判断するために必要な情報を集めます。

イ. 他機関から情報収集する際の留意事項

個人情報保護の例外規定が適応されます。

ポイント

集める情報は事案により異なります。

4. 2 事実確認

(5) 訪問調査①

- 訪問して集めた情報に客観性を持たせる必要があります。
 - 複数の職員による訪問が原則となっています。
- 状況によっては医療職の同席を。
 - 初動期段階は、高齢者の生命、身体的安全確保が第一です。
地域包括支援センターの三職種連携・対応が不可欠です。
- 信頼関係の構築を念頭に。
 - 虐待を受けている高齢者、虐待をしている養護者にそれぞれの担当者を置きます。
 - 「虐待」という言葉を使う必要はありません。
 - 虐待対応は、犯罪捜査や犯人探しではありません。

4. 2 事実確認

(5) 訪問調査②

- 虐待を受けている高齢者、虐待をしている養護者等への十分な説明を。
 - 事実確認だけでなく、今後の信頼関係構築も念頭に置きます。
- 虐待を受けている高齢者、虐待をしている養護者の権利、プライバシーへの配慮を。
 - 身体状況の確認や養護者への聞き取りなど
- 柔軟な調査技法の適応を。
 - 情報の集め方、信頼関係の築き方に工夫が必要です。

ポイント

訪問調査は虐待対応の重要なものです。

「出たところ勝負」にならないようにするためにも、市町村と地域包括支援センターでの協議・確認が重要です。

4. 2 事実確認

(6) 介入拒否がある場合の対応

- 関わりのある機関からのアプローチ
- 医療機関への一時入院
- 親族、知人、地域関係者等からアプローチ
- 立入調査の実施

⇒さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができないこともあります。その場合には、適切な時期に立入調査を実施し、高齢者の身体・生命の安全を確認する必要があります。

ポイント

「介入拒否がある」という事実は権限行使（立入調査）の要否を判断する客観的な事実（根拠）となります。

そのため、訪問した日時やその結果の記録が重要です。

ここまでの振り返り

第5問

- 虐待認定は専門的な知識や経験が必要なので、委託地域包括支援センターに任せた方が良い

○ ・ ×

第6問

- 介護保険サービス利用料の滞納があるし、適切な介護をされているとは言えないが、介護を頑張っている家族の姿が確認されたので、虐待認定せず、ケアマネにケアプランの見直しをお願いした

○ ・ ×

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

・イメージ 9月17日9時

B、C職員：Aさんは面談で「長男から大声で怒鳴られる」「茶碗を投げつけられる」と話していました。

D、E職員：息子は面談で「母親が言うことを聞かないから、大声で怒る、物を投げてしまうこともある」と話していました。

課長「実際に虐待の場面を見たわけではないね。そんな状態で虐待として認定しても大丈夫なのか？」

あなた「

」

(続く)

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

(続き)

あなた「虐待の疑われる事実が確認された」ので「虐待あり」と認定し、重大な結果を招く危険性があるので「緊急性あり」と判断すべきだと思います。」

課長「虐待認定しましょう。今後の支援について考えてください」

当面の対応として、Aさんを一時的に施設入所で保護します。

息子の生活状況や今後の生活意向が見えないので、訪問面談を継続します。

次回会議を一週間後の9月24日とします。

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

(1) コアメンバー会議の開催

- 市町村担当部署と地域包括支援センターによる事実確認方法等の協議の際にコアメンバー会議の開催日時を決めます。
⇒ コアメンバー会議の日時まで役割分担に従い、情報を収集します。
- 全ての情報が収集できていなくても、コアメンバー会議を開き収集した情報を整理します。
- 行政権限（措置など）の行使について検討が必要であるため、行政管理職の参加が必須です。

ポイント

コアメンバー会議は、市町村管理職、担当職員、地域包括支援センター職員が参加して、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する場です。

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

(2) 虐待の有無の判断

- 事実確認した情報を根拠に判断します。
- 虐待が疑われる事実が確認されたら「虐待あり」と判断します。
 - ⇒ 具体的にどの虐待類型に属するのかを確認
 - ⇒ 収集した情報が不十分で判断できない場合は、期限を区切り事実確認を継続し、再度コアメンバー会議を開催
 - ⇒ 明らかに「虐待はなかった」と判断できない場合は、「虐待あり」と判断し、虐待対応を実施
- 虐待の有無の判断には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。
- 寄せられた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではありません。
 - ⇒ 高齢者と養護者を支援の対象として位置づけることを目的

ポイント

「虐待ではない」という判断にも根拠が必要です。

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

(3) 緊急性の判断

- 『緊急性がない』と言い切れるケース以外は「緊急性がある」事案として対応します。
- 事実確認した情報を根拠として判断します。
- 緊急性の判断は、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに、総合的に判断することが求められます。
- 高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、
高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される
高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。

ポイント

「緊急性はない」という判断にも根拠が必要です。

4. 3 虐待の有無の判断、 緊急性の判断、対応方針の決定

(4) 対応方針の決定

- 初動期の対応は「高齢者の生命、身体的安全確保」が最優先です。
- 事実確認と同様に役割分担と次回会議の日時の設定が必要です。
⇒ 決定した対応方針に基づき、今後行う対応や目標、役割分担と期限についても協議・決定します。
- 措置等の権限行使が必要と判断した場合は、即時対応が必要です。
- 「虐待なし」と判断した場合は、虐待対応以外の支援の必要性を検討します。

ポイント

高齢者の生命、身体的安全確保のために「いつまでに」
「誰が」「何をする」を市町村として決めます。

4. 4 行政権限の行使等

(1) 立入調査

(2) 高齢者の保護

- ・ 養護者との分離
- ・ やむを得ない事由による措置
- ・ 養護老人ホームへの措置
- ・ 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保
- ・ 措置による入所後の支援、解消
- ・ 面会の制限

(3) 成年後見制度の市町村申し立て

(4) その他

- ・ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止
- ・ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認
- ・ 年金個人情報の秘密保持の手続
- ・ 虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

ポイント

常に厚生労働省マニュアルを確認し、対応することが重要となります。

4. 5 初動期段階の評価会議

- イメージ

前回の会議で決めた方針に従って支援した結果を共有します。

Aさんの安全は確保されたことで、一安心です。

息子さんは母親と離れての生活を不安に思う反面、介護負担が軽減されてホッとしているとも話していました。

では、今後の支援について考えていきましょう

(続く)

4. 5 初動期段階の評価会議

- コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、行った対応が適切だったかどうかを振り返る場であると同時に、虐待の解消に向けた取り組みのスタートです。
- 対応状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行います。
- 初動期段階の評価会議では、対応段階のための、新たな情報収集の必要性についても検討を行います。
- 虐待を受けている高齢者の生命、身体の安全が確保されていれば、初動期段階の対応は終了となり、対応段階へと移行します。

ポイント

対応段階の最初の会議と一体的に開催され、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成します。

※立入調査など行政権限の行使についての判断が必要となる場合は、市町村担当部署の管理職が出席します。

4. 5 初動期段階の評価会議の視点

- 初動期の目的である高齢者の生命や身体の安全の確保がなされたかどうかを判断し、取り組んだ結果、当初の目的が達成できたかどうかに着目します。

○課題ごとに設定した目標に向けて、予定通り取り組んだか。

○具体的に誰が、いつ、何をしたか。

○取り組んだ結果、確認された事実はなにか。

○その事実は、目標を達成したものであったか。

○目標や対応方法の変更の必要があるか。

○対応後の虐待の状況、高齢者本人、養護者の意向や状況はどうか。

○虐待の解消に向けて養護者支援の必要性はあるか。

【役割分担】

市町村担当部署：**会議の招集、進行、対応の実施状況等の情報収集結果資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管**など

地域包括支援センター：対応の実施状況等の情報収集結果資料の準備
会議記録（帳票類）の作成など

ここまでの振り返り